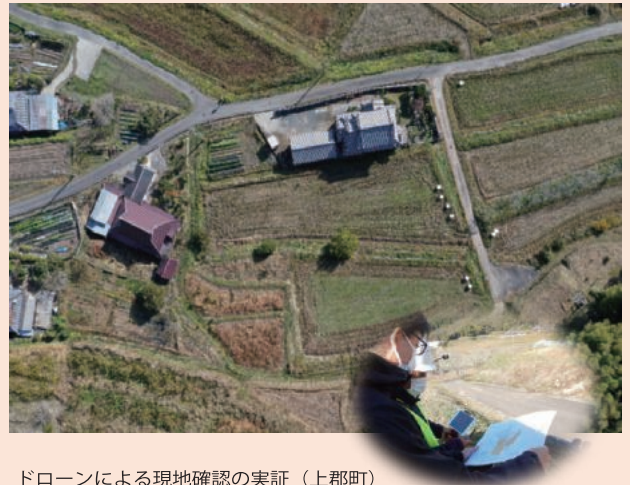


— 中山間地域の
農業者の方々を支援します —

中山間地域等直接支払制度

第5期対策
(2020年度～2024年度)



ドローンによる現地確認の実証（上郡町）

- | | | |
|---|----------------------|-----|
| 1 | 中山間地域等直接支払制度とは | P1 |
| 2 | こんな活動をすれば交付を受けられます | P2 |
| 3 | 集落戦略の記載例 | P3 |
| 4 | 加算措置について | P5 |
| 5 | 交付金の返還について | P8 |
| 6 | 手続きの流れ | P10 |
| 7 | 農業の有する多面的機能の発揮に関する法律 | P11 |

中山間地域等直接支払制度とは

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

〔制度概要（兵庫県の場合）〕

1. 制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法で指定された地域等において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

(1) 対象地域

- ① 通常地域：「特定農山村法」「山村振興法」「過疎法」「離島振興法」「棚田地域振興法」によって指定された地域
- ② 特認地域：「棚田地域振興法」によって指定された地域を除く①の地域に地理的に隣接する集落、農林統計上の中間・山間農業地域等

(2) 対象農用地

- ① 急傾斜地（田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地：15°以上）
- ② 緩傾斜地（田：1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地：8°以上15°未満）
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ 特認地域は、急傾斜農地（田：1/20以上、畑：15°以上）のみ

注1 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域)内に存する一団の農用地を対象

注2 ②の緩傾斜地は市町長が特に必要と認めるものを対象

2. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

3. 交付単価

地目	区分	交付単価 (円/10a)	地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜(1/20以上)	21,000	草地	急傾斜(15°以上)	10,500
	緩傾斜(1/100以上)	8,000		緩傾斜(8°以上)	3,000
畑	急傾斜(15°以上)	11,500		草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
	緩傾斜(8°以上)	3,500	採草放牧地	急傾斜(15°以上)	1,000
				緩傾斜(8°以上)	300

注) 小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。

4. 交付金の使途

交付金は協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。(使途は、予め協定に定めておく必要があります。)

こんな活動をすれば交付を受けられます

協定に定める活動内容が、①の「農業生産活動を継続するための活動」のみの場合は交付単価の8割、①に加えて②の「体制整備のための前向きな活動」を行う場合は交付単価の10割を交付します。

①農業生産活動を継続するための活動【基礎単価(単価の8割を交付)】

- ・ 農業生産活動等
例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- ・ 多面的機能を増進する活動
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

②体制整備のための前向きな活動【体制整備単価(①+②の活動により単価の10割を交付)】

- ・ ①の活動に加え、**集落戦略**を作成

— 集落戦略の項目 —

- 協定農用地の将来像
- 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
- 集落の現状を踏まえた対策の方向性
- 具体的な対策に向けた検討
- 今後の対策の具体的内容及びスケジュール
- 農業生産活動等の継続のための支援体制

(※ 活動内容等を選択し、○印を記入する戦略作成を簡素化し、事務負担の軽減を図っています)

集落戦略の作成と活用のイメージ

- 集落戦略は、集落全体の将来像を明らかにするための重要な指針です。
- 協定参加者のみなさんで十分な話し合いを行い、合意形成を図るようにしてください。

1 協定参加者で話し合い

農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図(※)を活用し、協定参加者で話し合い

※地図には、

- ① 農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置
 - ② 既荒廃農地の復旧又は林地化を実施する範囲
 - ③ 農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
 - ④ その他協定農用地を保全していくために必要な事項
- などを書き込みながら、みなさんで話し合ってください。



【地図を使っての話し合い】

2 集落戦略の作成、市町へ提出

協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、集落戦略に記入し、将来的に維持すべき農用地を明確化

3 集落戦略を元に更なるステップアップ

集落戦略の作成を通じて明確になった農業生産活動等の継続のための取組を、加算措置等を利用し実現



【作成に向けて打合せ】

集落戦略の記載例①

【記載例】

①それぞれの農地の将来像について該当する箇所に「○」を記入して下さい。

1. 集落戦略（協定農用地の将来像）

地番	地目	面積 (m ²)	現況	管理者	農用地の将来像(6~10年後を想定して記入)							
					管理者が引き続き耕作	後継者が耕作を継承	担い手等に引き受けてもらう予定(受け手が決まっている)	担い手等に引き受けてもらうことを希望(受け手が決まっていない)	農地中間管理機構への貸付を希望	草刈り等の管理のみ	その他(具体的に記載)	
100-1	田	800	耕作	農林 太郎	○							
100-2	畑	500	耕作	農林 次郎		○						

2. 集落戦略（集落の将来像）

2-1 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状（複数可）

集落の現状	担い手の詳細
担い手等が確保できており、耕作を継続していく	<input type="checkbox"/> 農業者(協定内)【具体名:○○】※ <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等(協定内)【具体名:○○】※ <input type="checkbox"/> 農業者(協定外)【具体名:○○】※ <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等(協定外)【具体名:○○】※
担い手等が確保できているが、すべての委託希望は受けられない	<input type="checkbox"/> 農業者(協定内)【具体名:○○】※ <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等(協定内)【具体名:○○】※ <input type="checkbox"/> 農業者(協定外)【具体名:○○】※ <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等(協定外)【具体名:○○】※
<input type="checkbox"/> 担い手等が確保できていない	
<input type="checkbox"/> 耕作を継続していきたいが、耕作条件の悪い農地がある	
耕作を継続していきたいが、農業所得が低い	
耕作を継続していきたいが、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている	
鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退している	
集落の自治(コミュニティ)機能が低下しており、生活に支障・不安が生じている (具体的に記載) 具体的内容:○○～	
その他(自由記載)	

②「○」及び必要に応じて具体名を記入して下さい。

※【具体名:○○】は記載が可能な場合に記入

集落戦略の記載例②

【記載例】

2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性（複数可）

③「○」を記入して下さい。

対策の方向性	担い手の詳細
耕作放棄の懸念はなく、集落の課題もないことから、対策は不要	
協定内で担い手を育成・確保	<input type="checkbox"/> 農業者 <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等 <input type="checkbox"/> 新規就農者
<input type="checkbox"/> 協定外で担い手を確保	<input type="checkbox"/> 農業者（協定外） <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）
<input type="checkbox"/> 基盤整備等により耕作条件を改善	
農産物の高付加価値化により所得の向上を図る	
新たな作物の導入により所得の向上を図る	
省力化技術の導入や外注化等により労働負担の軽減を図る	
耕作継続が困難な農用地の林地化	
<input type="checkbox"/> 放牧利用による農用地の管理	
鳥獣被害防止対策の実施	
集落の自治（コミュニティ）機能の強化	
その他（自由記載）	

2-3 具体的な対策に向けた検討（複数可）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

④「○」を記入して下さい。

検討を要する事項
特に懸念はなく、協定参加者で実施していく
<input type="checkbox"/> 協定参加者だけでは検討が困難であり、外部（市町村・都道府県を含む）からの助力を得たい
他の協定との広域化を考えたい
<input type="checkbox"/> 中山間地域等直接支払交付金の加算措置を活用したい
<input type="checkbox"/> 対策に活用可能な補助事業等を紹介してほしい
その他（自由記載）

2-4 今後の対策の具体的な内容及びスケジュール（決まり次第記載）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

⑤記載可能であれば記入して下さい。

（記載例）

令和4年度から「農地耕作条件改善事業」により、小区画農地の基盤整備を実施する予定。

2-5 農業生産活動等の継続のための支援体制

（第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制）

⑥「○」及び必要に応じて具体名を記入して下さい。

第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のための支援体制
農地所有適格法人が支援する【具体名：○○】
JAが支援する【具体名：○○】
<input type="checkbox"/> 集落営農組織が支援する【具体名：農林水産営農法人】
農業者が支援する【具体名：○○】
協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う
その他（自由記載）

※上記の支援体制によってもなお、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、集落協定代表者は、速やかに市町、農業委員会等に当該農用地に対する利用権の設定等又は農作業受委託の斡旋等を申し出ることとする。

※結果として、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、当該農用地分のみ、交付金の返還が必要（本人の病気や高齢化、家族の病気など、不可抗力等の場合は交付金の返還は免除）。

加算措置について①

2 ページの活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。

① 棚田地域振興活動加算

第5期対策から

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15°以上の農地
※ 超急傾斜・集落機能強化・生産性向上の各加算との重複はできません。

単 価：10,000円/10a（田1/20以上、畑15°以上）
14,000円/10a（田1/10以上、畑20°以上）

上限額：なし

取組期間：1～5年

目標設定：ア「棚田等の保全に関する目標」
イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」
ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

[対象活動の例]



棚田オーナー制度による棚田地域振興活動



石積み保全活動

ア～ウ各々に定量的な目標を一つ以上、計3つ以上の目標を定めます。その3つ以上の目標には、棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）、集落機能強化（人材の確保を含む）及び生産性向上に関する目標を含める必要があります。

② 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に加算

対象協定：集落協定、個別協定

対象農地：田であれば1/10以上、畑であれば20°以上の農地

単 価：6,000円/10a（田、畑）

上限額：なし

取組期間：1～5年

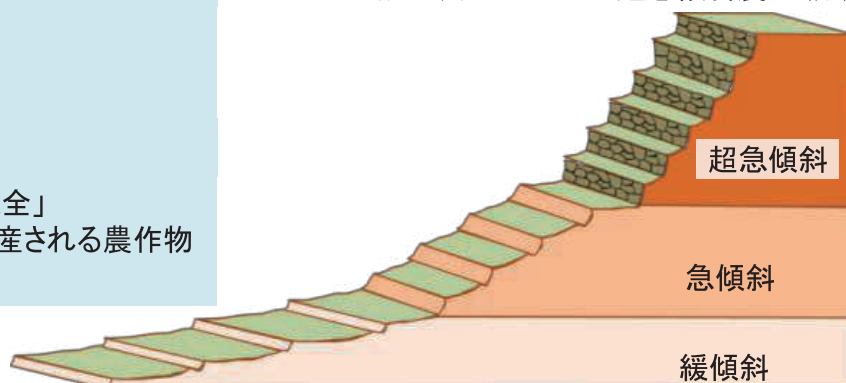
目標設定：ア「超急傾斜農地の保全」
イ「超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等」



超急傾斜農地(田)



超急傾斜農地(畑)



加算措置について②

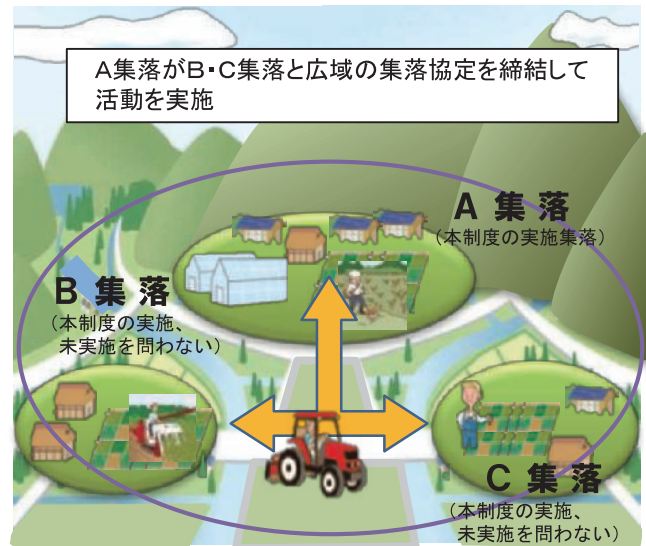
③ 集落協定広域化加算

他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ
 対象農地：集落協定農用地
 単価：3,000円/10a(地目にかかわらず)
 上限額：200万円/年度
 取組期間：1～5年

目標設定：

- ア 取組期間が単年である場合
 主導的な役割を担う人材を確保した上で、集落協定の広域化による体制強化そのものを目標に設定します。
- イ 取組期間が複数年である場合
 主導的な役割を担う人材を確保した上で、広域化後の協定で達成する目標を定量的に一つ以上定めます。



④ 集落機能強化加算

第5期対策から

新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ
 対象農地：集落協定農用地
 単価：3,000円/10a(地目にかかわらず)
 上限額：200万円/年度
 取組期間：1～5年
 目標設定：目標を定量的に一つ以上定める。

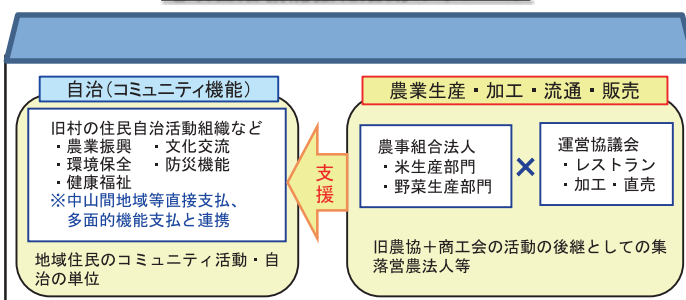
[対象活動の例]

- インターンシップ、営農ボランティア、農福連携
- コミュニティサロンの開設
- 地域自治機能強化活動（高齢者の見回り、送迎、買物支援等）など



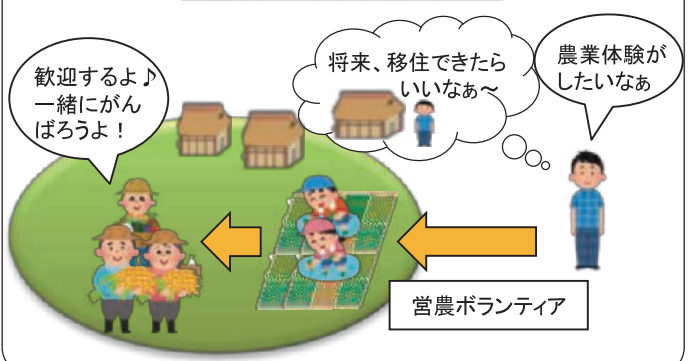
地域運営組織と連携した高齢者世帯の雪下ろし作業

地域自治機能強化活動のイメージ



加算を用いて上記のような体制を構築し、自治機能に係る地域のコミュニティ活動を支援することができます。

営農ボランティアのイメージ



加算措置について③

⑤ 生産性向上加算

第5期対策から

生産性向上を図る取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単 価：3,000円/10a(地目にかかわらず)

上限額：200万円/年度

取組期間：1～5年

目標設定：目標を定量的に一つ以上定める。

[対象活動の例]

- 農産物のブランド化、加工、販売
- 担い手への農地集積、集約、農作業の委託
- 機械、農作業の共同化
- 農作業の省力化 など



ドローンによる防除作業



自走式草刈機の導入

加算措置の留意点について

Point 1

○複数の加算措置を活用する場合、加算措置ごとに異なる取組・目標とする必要があり、同一の取組・目標に対して複数の加算措置を受けることはできません。

Point 2

○超急傾斜加算以外の加算措置を活用する場合、協定参加者の話し合いにより、その取組によって達成する目標を定量的に定めます。

○そのうち、棚田地域振興活動加算における目標については、県の第三者委員会の機能を活用し、その妥当性の確認等を図ります。(その他の加算措置についても、国、県、市町は加算の取組の適切な実施について、指導を図ります。)

Point 3

○複数の加算を実施する場合、活動の効率化が図られることから、上乘せする加算の単価は定められた単価から1,000円/10aを減額することとなります。

Point 4

○加算を受けるには、原則として体制整備単価である必要がありますが、超急傾斜農地保全管理加算に限り、基礎単価の場合であっても活用が可能です。

交付金の返還について①

5年間の協定期間中に農業生産活動等が行われなくなった場合には、原則として協定の認定年度に遡って、当該農用地についての交付金を返還していただくことになります。

ただし、協定に参加する農業者の病気・高齢や自然災害などのやむを得ない事由がある場合には、この交付金返還の義務が免除されます。

交付金の返還を免除する場合

◎ 次のいずれかに該当する場合は、交付金の返還が免除されます。
(その場合、当該年度以降の交付金の交付は行いません。)

- 農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する事由により農業生産活動等の継続が困難な場合
- 自然災害の場合※
- 農業者等が農業用施設を建設する場合
- 公共事業により資材置き場等として一時的に使用される場合
- 地域再生法に基づく地域農林水産業振興施設、又は、整備誘導施設の用地とする場合 など

※災害から復旧する計画を作成いただいた場合、交付金が引き続き交付されます。

○ 上記の交付金の返還が免除となる場合以外で、農業生産活動等の継続ができなくなった場合における遡及返還の対象農用地は、第5期対策より「協定農用地全体」から「当該農用地」に変更になっています。

第4期対策まで



一筆のみ、耕作又は維持管理を中止



協定農用地全体で遡及返還



第5期対策から



一筆のみ、耕作又は維持管理を中止



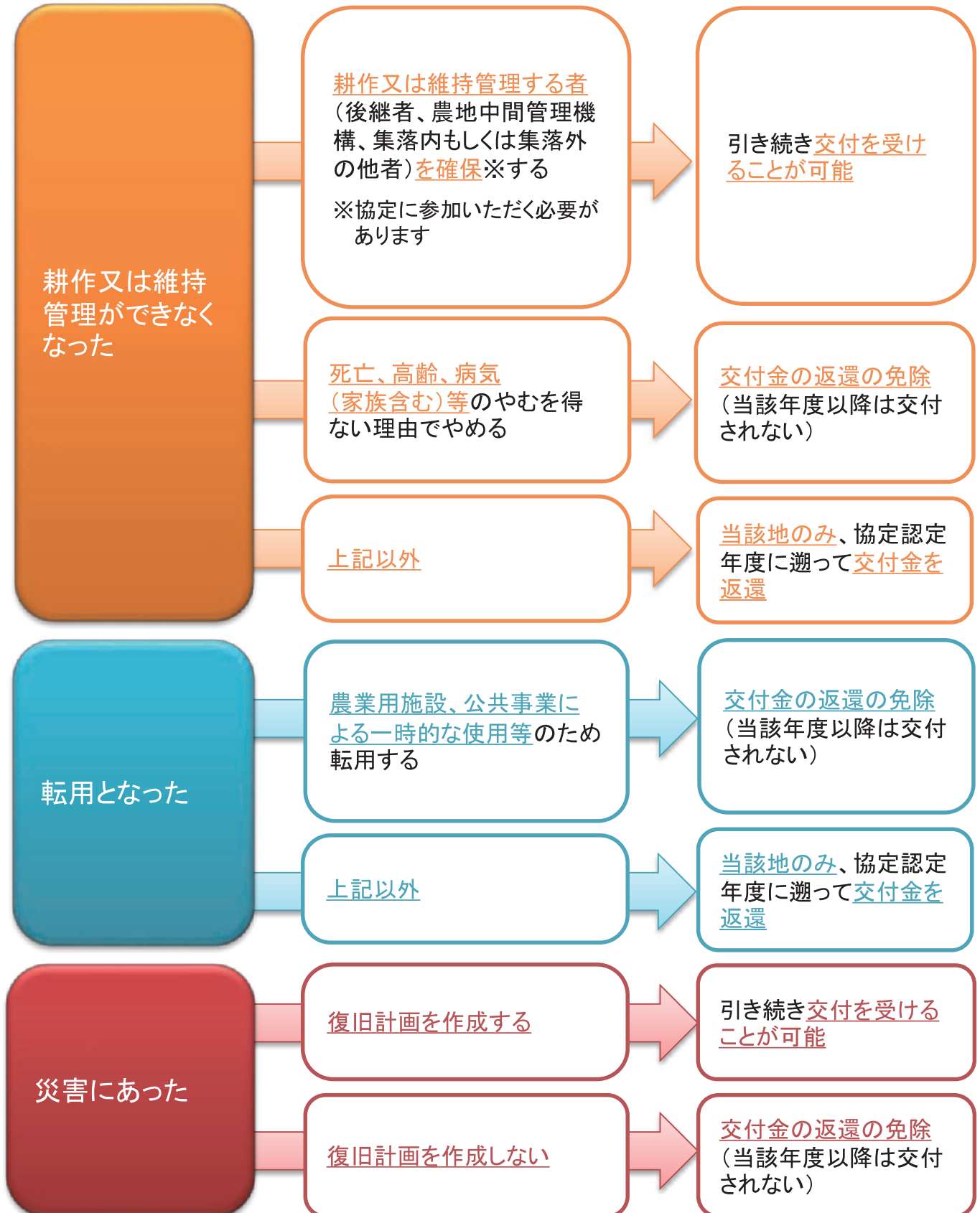
当該農用地のみ遡及返還

○ なお、多面的機能を増進する活動や水路・農道等の維持管理、体制整備単価要件(集落戦略の作成)、加算措置の取組目標といった協定参加者全体で達成すべきものについては、達成できなかった場合には、基礎単価分(8割)、体制整備分(2割分)、加算分それぞれについて、協定農用地全体が遡及返還の対象となります。

交付金の返還について②

協定農用地で農業生産活動等が続けられなくなった場合の交付金返還の有無の簡易チャート

※実際の案件についての交付金返還の有無の判断は市町が行います。



手続きの流れ

協定の作成と活動の実施

① 協定の作成

- 集落の現状、目標、役割分担等を地域で話し合い、集落として目指すべき方向やそのための活動内容、交付金の使用方法等を定めた協定を作成します。



【集落での話し合い】

② 協定の提出（市町が認定）

- 作成した協定を市町村に提出^(注)し、市町長が認定します。

(注) 協定は、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく事業計画と一緒に提出

協定の提出（集落→市町）期限：6/30

協定の認定（市町→集落）期限：7/31

③ 活動の実施

- 協定に基づき、活動を実施します。



【集落共同の水路清掃】

④ 実施状況の確認（市町が実施）

- 市町が活動の実施状況を確認します。

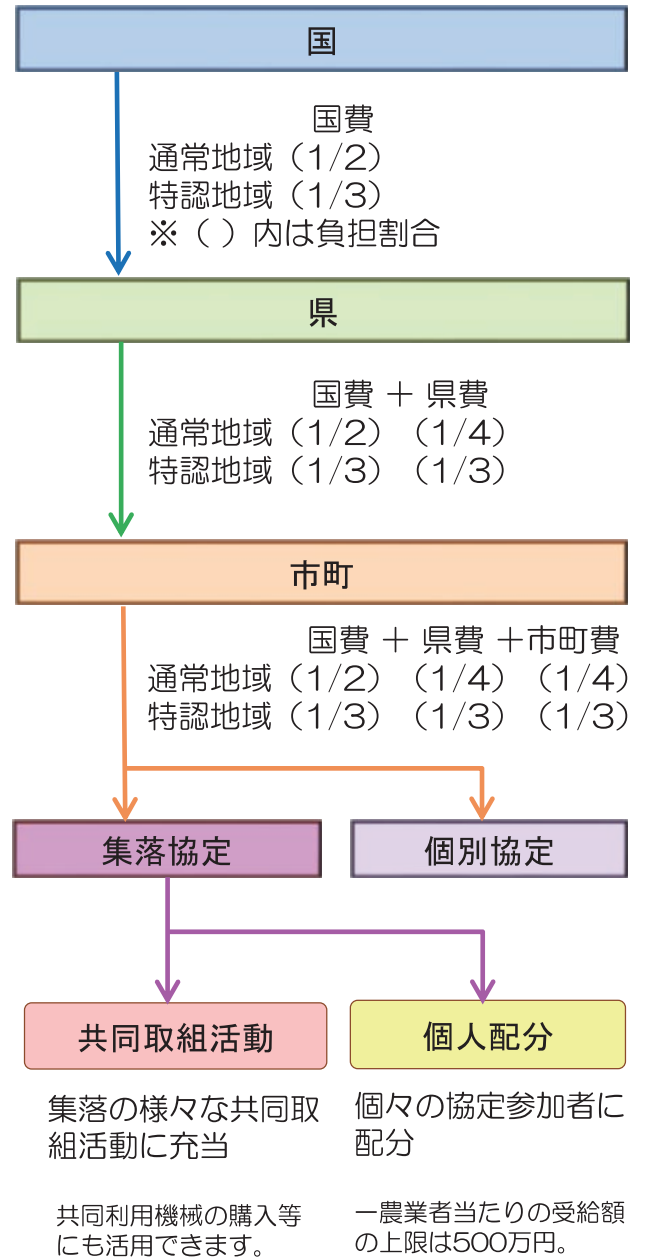
実施状況の確認（市町）期限：10/31

☆交付金の支払い

- 交付金は、市町に交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、集落の活動内容や活動実績に応じて支払われます。
- 活動の実施が確実であると見込まれる集落等については、**交付金の早期交付を受けることができます。**

交付金交付の流れ

※ 交付金は予算の範囲内で交付します。



☆協定には、2つの種類があります。

- 集落協定：対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定
- 個別協定：認定農業者等が農用地の所有権等を有する者と利用権の設定や農作業受委託を受ける形で締結する協定

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

○「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」は、農業の有する多面的機能の維持・発揮のための地域の共同活動や営農活動に対し、国、県及び市町が支援を行うものであり、平成27年4月から施行しています。

中山間地域等直接支払は、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払とともに、「日本型直接支払制度」として、この法律に基づいて実施しています。

多面的機能支払

多面的機能を支える地域の共同活動を支援します。

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ① 農地法面の草刈りや水路の泥上げなど | (田の場合)
3,000円/10a |
| ② 植栽や生態系保全などの農村環境保全活動 | 2,400円/10a |
| ③ 水路や農道などの補修や更新 | 4,400円/10a |

※5年間以上実施した地区や長寿命化実施地区は、②単価に0.75を乗じた額になります。

※③の単価は上限額で、予算状況により減額されます。

(①、②及び③に同時に取り組む場合は、最大9,200円/10a)



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

環境保全型農業直接支払

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う次の営農活動を支援します。

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合※に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000
堆肥の施用		4,400
カバークロープ		6,000
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)		5,400 (3,200)
草生栽培		5,000
不耕起播種		3,000

全国共通取組	交付単価 (円/10a)
長期中干し	800
秋耕	800

地域特認取組	交付単価 (円/10a)
冬期湛水管理	4,000~8,000
中干延期	3,000

※ 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。

本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。



有機農業



カバークロープ

お問い合わせ先

中山間地域等直接支払交付金は、市町が事業計画の認定を行っています。このため、交付金を受けるに当たっての実務的な内容に関するお問い合わせについては、最寄りの市町にご相談ください。

本パンフレットに関するお問い合わせは、下記までお願いします。

兵庫県農林水産部農地整備課 TEL 078-362-3431